

**受付期間**▼7月8日(木)～8月19日(木)  
 ※午前8時30分～午後5時15分  
 (土、日、祝日を除く)  
**一次試験**▼9月19日(日)  
 ※二次試験の詳細は一次試験合格者に通知します  
**試験会場**▼教育会館  
**採用人数・受験資格など**▼下記のとおり  
**試験内容**▼教養試験、性格特性検査、適性検査(消防士のみ)、作文試験、専門試験(社会福祉士のみ)  
**申込方法**▼市公式ホームページにある福井県電子申請サービスよりお申込みください。もしくは、試験申込書の様式を印刷いただき、郵送による提出も可能です。  
**最終合格発表**▼11月中旬頃  
 市公式ホームページの試験案内や募集パンフレットもご覧ください。

試験区分	事務職	社会福祉士	消防士
採用人数	1人程度	1人程度	2人程度 (うち、救急救命士の資格保有者1人程度)
受験資格	問わない	社会福祉士の資格を有する方(*)	普通自動車運転免許を有する方(*) (救急救命士の場合は資格を有する方(**))
生年月日	平成12年4月2日～平成16年4月1日	平成4年4月2日～平成12年4月1日	平成4年4月2日～平成16年4月1日

\*令和4年3月末日までにその資格取得が見込まれる方を含みます

**令和3年度勝山市職員採用候補者試験(後期試験)**

岡総務課(市役所2階) ☎88・1113



**勝山市農地賃借料情報**

岡農業委員会(市役所1階) ☎88・8115



令和2年1月～12月までに締結(公告)された賃借借の賃借料水準(10a当たり)は下記のとおりです。  
 農地の賃借借契約を締結する場合の目安として活用ください。  
 このデータは、実際に取り引きされた賃借料のデータを整理したもので、拘束力はありません。  
 地区によってはデータが偏っている場合があり、農地の賃借借契約を締結する際は、目安として、水稻の収穫量や圃場条件などを踏まえたうえで、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決めてください。

**算出方法**

- ・各地区の金額、データ数には、農事組合法人の賃借料を含む
- ・有償の賃借料データを収集の対象とし、無償のデータは含まない
- ・全賃借料平均値から、平均値の70%以上差のあるデータは除く
- ・玄米での契約は、1万3200円/俵として試算
- ・金額は算出結果を100円単位で四捨五入

**地区ごとの平均額(円/10a)**

地区名	基盤整備地域	未整備地域
平泉寺	1万100	1万600
勝山猪野瀬	5,000	3,400
村岡	7,600	5,900
野向	7,400	-
荒土	6,900	6,000
北郷	7,000	5,800
鹿谷	6,700	4,000
遅羽	5,900	5,500

※勝山市平均 7700円/10a



ひとり親世帯以外への支援

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活支援を行うことを目的に「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を支給します。

**給付額**▼児童1人あたり5万円

**申請期限**▼令和4年2月28日(月)まで

**申請場所**▼すこやか

**準備物**▼本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)、受取口座の通帳またはキャッシュカードの写し、申請者の世帯の状況や対象児童との関係が確認できる書類(戸籍謄本等)、給付金を申請される方(及びその配偶者等)の令和3年1月以降の収入が分かるもの(給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類等)など

岡福祉・児童課

(すこやか内)

☎87・0777



**給付金支給対象者**

下記①②の両方に当てはまる方

- ① 令和3年3月末時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母など
- ② 令和3年度住民税均等割が非課税の方 または 令和3年1月1日以降に「家計が急変」し、住民税非課税相当の収入となった方

※令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給していないこと

※「家計が急変」とは新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少を言います

**給付金の支給手続き**

**A** 令和3年4月～令和4年3月までのいずれかの**児童手当又は特別児童扶養手当**が支給される方で、令和3年度分の**住民税均等割が非課税**の方

- ※ 給付金は、**申請が不要**で受け取れます。(該当する方は、市より通知します)
- ※ 児童手当の支給対象児童及び、その18歳年度末までの兄・姉(高校生等)である児童も対象となります
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます

**B** 上記A以外の方(高校生のみ養育している方、「家計が急変」した方など)

- ※ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です
- ※ 令和3年の収入見込み額が、右図の年間収入限度額以下(住民税非課税相当)である場合に給付金交付対象となります  
 詳細については、福祉・児童課にご相談ください
- ※ 申請書は、すこやか窓口で配布するとともに、市ホームページでもダウンロードできます  
 申請書に振込口座などを記入して、必要書類とともにすこやか窓口へ直接ご提出をお願いします

**参考 年間収入限度額(非課税相当)**

世帯の人数	年間収入限度額
2人(例夫婦、子1人)	137.8万円
3人(例夫婦、子1人)	168.0万円
4人(例夫婦、子2人)	209.7万円
5人(例夫婦、子3人)	249.7万円
6人(例夫婦、子4人)	289.7万円

※世帯の人数は、以下の合計人数です  
 ・申請者本人  
 ・同一生計配偶者(年間収入金額103万円以下の者)  
 ・扶養親族(16歳未満の者を含む)